

川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画策定支援業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画策定支援業務委託の実施にあたり、参加意向の申し出があった事業者をプロポーザル方式により公正かつ適正に審査し、当該事業を委託するに相応しい提案を行ったと認められる委託事業者を特定するため、健康福祉局内に、川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画策定支援業務委託事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織等）

第2条 委員会の委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

| 委員 | 所掌事務 |
|-------------------------------|--------------------|
| 健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕 | 委託事業者の特定に関する こと |
| 健康福祉局医療保険部長 | |
| 健康福祉局保健医療政策部担当課長〔健康増進〕 | |
| 健康福祉局保健医療政策部健康増進担当担当係長〔健康づくり〕 | |
| 健康福祉局医療保険部医療保険課長 | |

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局保健医療政策部担当課長〔健康増進〕がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委託事業者の特定)

第6条 委員会は、参加意向の申し出があった事業者による企画提案評価の結果、当該事業を委託するに相応しい提案を行ったと認められる委託事業者を特定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部健康増進担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、当該業務の委託契約締結日をもって廃止する。

制 定 理 由

1 制定要綱

川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画策定支援業務委託事業者選定審査委員会設置要綱

2 制定理由

川崎市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び特定健康診査等実施計画策定支援業務委託の受注者を選定するに当たり、提案書の提出を要請した事業者から当該業務に係る実施体制、実施方針、企画提案に関する企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した事業者を特定するため、川崎市プロポーザル方式（業務委託）実施ガイドライン（令和3年4月1日施行）第3条第4項に基づき、この要綱を制定するものである。

3 施行期日

令和5年1月4日